

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和6年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>○法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付・その他給付関係請求等の受理・送付 <p>○協力連携事務</p> <ul style="list-style-type: none">・資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送・各種情報提供
③システムの名称	住民情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 国保年金課 国民年金係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7048 FAX 0172-39-6199

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-1 ②事務の概要	<p>国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>○法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・保険料口座振替、年金手帳再交付等の申請受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 <p>○協力連携事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・年金制度の周知に関すること(広報、ホームページへの記載等)※特定個人情報は扱わない。 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 	<p>国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>○法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・保険料口座振替、年金手帳再交付等の申請受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 <p>○協力連携事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供 	事後	
令和1年6月26日	I-1 ③システムの名称	国民年金システム、宛名・納付システム	住民情報システム	事後	
令和1年6月26日	I-5 ①部署	健康福祉部	健康こども部	事後	
令和1年6月26日	I-5 ②所属長の役職名	国保年金課長 成田 互	国保年金課長	事後	
令和1年6月26日	I-7 請求先	経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当 TEL 0172-35-1137	企画部 法務文書課 法務文書係 TEL 0172-40-0205	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和6年3月13日	表紙 評価実施機関名	青森県 弘前市長	弘前市長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月13日	I-1 ②事務の概要	<p>国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>○法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・保険料口座振替、年金手帳再交付等の申請受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 <p>○協力連携事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供 	<p>国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>○法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 <p>○協力連携事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供 	事後	
令和6年3月13日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年3月13日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	